ロシア	アフガニスタン	アラブ首長国連邦	イエメン	イスラエル	イラク	イラン	オマーン	カタール	クウェート	サウジアラビア
ルーブル	アフガニー	ディルハム	イエメン・リアル	シェケル	イラク・ディナール	リアル	オマーン・リアル	カタール・リヤール	クウェート・ディナール	リヤール
480	400	20	2,950	20	8,000	4,000,000	2.0	20	1.75	20
480	400	20	2,950	20	8,000	4,000,000	2.0	20	1.75	20
40	50	5	250	2	1,000	500,000	0.5	2	0.25	5

シリア	トルコ	バーレーン	ヨルダン	レバノン	アルジェリア	アンゴラ	ウガンダ	エジプト	エチオピア	エリトリア
シリア・ポンド	トルコ・リラ	バーレーン・ディナール	ヨルダン・ディナール	レバノン・ポンド	アルジェリア・ディナール	クワンザ	ウガンダ・シリング	エジプト・ポンド	ブル	ナクファ
650	215	2.0	4	500,000	700	5,200	20,000	280	730	84
650	215	2.0	4	500,000	700	5,200	20,000	280	730	84
50	20	0.5	1	100,000	100	500	2,000	30	67	8

ガーナ	ガボン	カメルーン	ギニア	ケニア	コートジボワール	コンゴ民主共和国	ザンビア	ジブチ	スーダン	セーシェル
ガーナ・セディ	ＣＦＡフラン	ＣＦＡフラン	ギニア・フラン	ケニア・シリング	ＣＦＡフラン	コンゴ・フラン	クワチャ	ジブチ・フラン	スーダン・ポンド	セーシェル・ルピー
76	3,000	3,000	49,000	700	3,000	15,700	146	1,000	12,100	83
76	3,000	3,000	49,000	700	3,000	15,700	146	1,000	12,100	83
7	1,000	1,000	4,000	50	1,000	1,400	13	100	1,100	8

セネガル	タンザニア	チュニジア	ナイジェリア	ナミビア	ブルキナファソ	ベナン	ボツワナ	マダガスカル	マラウイ	マリ
ＣＦＡフラン	タンザニア・シリング	チュニジア・ディナール	ナイラ	ナミビア・ドル	ＣＦＡフラン	ＣＦＡフラン	プラ	アリアリ	マラウイ・クワチャ	ＣＦＡフラン
3,000	14,000	17	8,700	101	3,000	3,000	75	25,000	9,700	3,000
3,000	14,000	17	8,700	101	3,000	3,000	75	25,000	9,700	3,000
1,000	1,000	2	800	9	1,000	1,000	5	2,000	900	1,000

南アフリカ共和国	南スーダン	モーリシャス	モーリタニア	モザンビーク	モロッコ	リビア	ルワンダ
ランド	南スーダン・ポンド	モーリシャス・ルピー	ウギア	メティカル	ディラム	リビア・ディナール	ルワンダ・フラン
100	24,500	260	200	360	50	30	8,300
100	24,500	260	200	360	50	30	8,300
10	2,200	20	50	30	5	3	800

附　則

1　この省令は、令和八年四月一日から施行する。

2　この省令による改正後の領事官の徴収する手数料の額を定める省令の規定は、この省令の施行の日以後に領事官の徴収する手数料に関する政令（昭和二十七年政令第七十四号）第一条第一項各号（第一号を除く。）に掲げる処分又は事務の処理の申請をする者に係る手数料について適用し、同日前にこれらの処分又は事務の処理の申請をした者に係る手数料については、なお従前の例による。